

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
牛豚等疾病小委員会概要

- ・ 第10回 (平成22年4月20日)
- ・ 第11回 (平成22年4月28日)
- ・ 第12回 (平成22年5月6日)
- ・ 第13回 (平成22年5月18日)
- ・ 第14回 (平成22年6月13日)

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第10回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について

- 口蹄疫を疑う臨床症状を呈するとともに、本病ウイルスの遺伝子が検出された牛が確認されたことから、この牛を疑似患畜とし、防疫対応を迅速に行うことは適切である。

2 今後の防疫対応について

- 本病の伝播力等に鑑み、当該農場飼養牛全頭を疑似患畜とし、殺処分等の防疫対応を行うことは適切である。
- 今回の発生において、現時点で確認されている状況を踏まえれば、防疫指針の規定どおり、半径10kmの移動制限区域及び半径20kmの搬出制限区域を設け、防疫対応を行うことは妥当である。
- 当該農場で初めてびらん等の症状が確認された4月9日から1週間程度さかのぼった4月2日以降の人の出入り等の疫学情報を整理することが重要である。
- 我が国での本病の発生予防及びまん延防止を図るため、家畜衛生関係者は全国の偶蹄類家畜飼養農場における監視体制を強化するとともに、早期通報等の危機管理体制の再点検を行うことが重要である。また、各農場における飼養衛生管理の徹底について、改めて指導すべきである。
- ウイルス性状の調査結果等については、近年本病の発生が確認された韓国等の近隣諸国と情報交換等を行い、今後の防疫対応に活用していくよう努めるべきである。

3 疫学調査チームの設置について

- 今後の防疫対策に資するため、「口蹄疫疫学調査チーム」を速やかに設置し、ウイルス性状の調査などを行いつつ感染経路の調査を行うことが重要である。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第11回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫発生について

- 4月20日の初発から現在までに、10農場で感染が確認された。
- 感染確認後の迅速な殺処分等により、既に6例目の農場まで防疫措置が終了しており、迅速かつ適切な防疫措置が行われている。
- 移動制限区域外の農場1戸で発生が確認されたが、この農場は、疫学関連農場の清浄性確認検査で発見された農場であった。
- 豚での感染（1戸）が初めて確認されたが、感染拡大につながる豚の出荷は認められなかった。

2 今後の防疫対応について

- 現在までのところ、疫学関連農場で発生した1例を除き、発生は半径10kmの移動制限区域に収まっていること、豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられることから、当面は、疫学関連農場を監視下におくなど、必要な対策の強化を行いつつ、現行の防疫対策を継続するべきである。
- ただし、疫学的関連が不明な遠隔地での続発等が認められた場合は、移動制限区域や搬出制限区域の拡大等の新たな防疫対策の適用を検討するべきである。
- 徹底的な疫学調査による感染源及び感染経路の究明を進めるべきである。

3 口蹄疫疫学調査チームについて

- 口蹄疫疫学調査チームが、早急に第1回検討会と現地調査を行うことを評価する。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第1.2回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫発生について

- ・ 4月20日の初発から現在までに、23農場で感染が確認された。
- ・ 当初は牛での感染のみであったが、4月28日から豚での発生が確認され始めた。
- ・ 牛に続き、豚での発生が続いていることから、疫学調査を迅速に進め、これまでの牛での発生と豚での発生の関連を確認すべきである。
- ・ 感染確認後の迅速な殺処分等により、既に1例目から7例目、9例目から11例目、13例目、16例目及び22例目の農場まで防疫措置が終了しており、引き続き迅速かつ適切な防疫措置が必要である。
- ・ 今回、宮崎で分離されたウイルスは、(独)動物衛生研究所及び英国家畜衛生研究所が分析した結果、2010年に韓国や香港で分離されたウイルスと近縁であることが確認された。

2 今後の防疫対応について

- ・ 初発から2週間以上経過しているが、宮崎県での発生は半径10 kmの移動制限区域(2か所)の概ね3 km以内に収まっており、風による広範囲なウイルスの拡散は考えにくく、人や車両等による伝播が否定できないことから、あらゆる可能性を想定し、引き続き厳格な消毒や農場内への出入りの制限を実施するとともに現行の発生農場での迅速な殺処分、埋却等による防疫措置を徹底すべきである。
- ・ 現在の発生状況を踏まえると、迅速かつ確実に殺処分・まん延防止を実施する必要があることから、これらに対応できる獣医師等を増員し集中的に現場に投入すべきである。
- ・ 人やものによるウイルス伝播を念頭に、引き続き、徹底的な疫学調査による感染源及び感染経路の究明を進めるべきである。
- ・ 移動制限区域の解除に際しての血清疫学調査等については、移動制限区域内の牛及び豚の飼養農場全戸における臨床検査及び半径3 km以内の牛飼養農場全戸を対象とした血清学的検査を実施することとされた。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第13回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫発生について

- 4月20日の初発から現在までに、126農場で感染が確認された。
- これまでの発生農場の多くは川南町であったが、川南町の南側に位置する高鍋町及び新富町においても発生が確認された。
- 感染確認後の殺処分・埋却等により、既に56農場で防疫措置が終了しているが、引き続き豚の殺処分を優先しつつ、面的な拡大を防止するため、辺縁部の発生農場についても迅速かつ適切な防疫措置が必要である。

2 今後の防疫対応について

- 今回の発生は10年前に確認された発生と比べ、臨床症状が強く出ること、伝播力が強いという特徴があると考えられる。
- このため、感染拡大防止のために移動制限区域を出る際に一般車両を含め全ての車両の消毒を徹底すべきである。また、ねずみやはえ、野生動物等によるウイルスの拡散防止を徹底すべきである。
- 本病の発生確認時には直ちに殺処分を実施する必要があることから、地元の理解を得つつ迅速に埋却場所を確保すべきである。
- 初発から4週間経過しているが、感染が拡大しているため、現行の防疫措置を科学的観点から評価するため、早急に家畜防疫の専門家である本小委員会の委員を現地に派遣し、発生地域の状況を確認するとともに、防疫措置や消毒の実施方法等について必要な指導・助言を行う必要がある。
- 川南町を中心とした多発地帯については、現行の殺処分及び移動制限による方法のみではまん延防止が困難となっており、排出されるウイルス量を抑制するためのワクチンの使用については検討すべき時期にあると考えられる。ただし、現行のワクチンは発症を抑えるものの感染を完全に防ぐことが出来ないこと、感染抗体とワクチン抗体の識別が困難であることなどにより防疫上の支障を来すおそれがあることから、その使用は慎重に検討されるべきである。なお、ワクチンを接種した家畜については、早急かつ計画的にとう汰するべきである。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第14回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫発生について

これまでの発生農場は、えびの市での4例を除き全て川南町を中心とした移動制限区域内にあったが、6月9日に都城市において、また6月10日に宮崎市、西都市及び日向市においてワクチン接種区域外に、それぞれ発生が確認された。

2 今後の防疫対応について

- (1) 川南町を中心とした移動制限区域内には、ワクチン接種後に疑似患畜となったものがあり、これを含め約3万頭の疑似患畜が残っていることから、これらが新たな感染源とならないよう、豚を優先し、早急に殺処分・埋却等の防疫措置を完了する必要がある。また、ワクチンを接種した家畜についても迅速かつ計画的にとう汰すべき。
- (2) 5月22日から接種したワクチンについては、接種1週間後に牛豚で抗体価の上昇が確認されており、ワクチンが効果を発揮しているものと考えられる。
- (3) ワクチンは、感染拡大を遅らせる効果はあるが、完全な感染防御はできないことから、感染拡大を防止するため引き続き農場、車両（一般車両含む）、機材、防疫作業従事者及び農場関係者等の消毒を徹底することが重要。
- (4) 都城市、宮崎市、西都市及び日向市での発生に係る感染経路究明については、人や車両の動き等の疫学関連情報を収集・分析する必要がある。防疫対応については、異常牛の確認後速やかに殺処分・埋却等が完了している。えびの地域が早期の殺処分を実施し限局的な発生に止まったことを踏まえれば、当面、早期摘発・早期とう汰を徹底することにより清浄化を進めることが妥当。
- (5) 都城市及び日向市での発生に伴い新たに設定された移動制限区域内に位置すると畜場については、家畜防疫員の立ち会いのもと、出荷前の健康確認や輸送時の消毒の徹底等移動制限区域内のと畜場におけるまん延防止に十分な措置を課した上で再開を認めることとして差し支えない。
- (6) ワクチン接種農場における飼料及び排泄物等の取り扱いについては、当該農場がウイルスに汚染しているおそれが否定できないことから、発生農場のものと同様に病原体の不活化に必要な措置を講ずる必要がある。
- (7) 発生農場周辺の清浄性確認については、従来の農場からの異常畜の通報による方法に加えて、近隣の農場及び大規模肉用牛肥育農場については、それぞれ念のため抽出検体について精密検査及び臨床検査を実施することを検討すること。
- (8) ワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点から、これを移動制限区域外の化製処理場で処理する場合には、家畜防疫員の立ち会いのもと、輸送前の健康確認した後殺処分をし、また、消毒の徹底等ウイルスの拡散防止を図ることが前提。